

鋼船規則

規則

L 編

艀装品

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 5 月 30 日 規則 第 35 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 5 月 30 日 国土交通大臣 認可

2013 年 5 月 30 日 規則 第 35 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

I 編 艀装品

改正その 1

1 章 通則

1.5 合格品の表示と証明書

1.5.2 を次のように改める。

1.5.2 試験証明書

-1. 製造者は、規定の試験及び検査に合格した艀装品について、その種類に応じて、試験成績書を提出しなければならない。

-2. 本会は、規定の試験及び検査に合格した艀装品について、各章で別に定める場合を除き、その種類に応じて、次の事項を記載した証明書を発行する。

- (1) 製造者名
- (2) 試験及び検査日
- (3) 艀装品の種類、型式等
- (4) 艀装品の要目（重量質量，長さ，径等）
- (5) 試験及び検査の結果
- (6) 合格品への表示事項
- (7) その他必要と認める事項

2 章 アンカー

2.1 アンカー

2.1.14 として次の 1 条を加える。

2.1.14 試験証明書

本会は、規定の試験及び検査に合格したアンカーについて、次の事項を記載した証明書を発行する。

- (1) 製造者名
- (2) 種類
- (3) 質量
- (4) フルーク及びシャンクの識別番号
- (5) 材料記号
- (6) 耐力試験荷重
- (7) 熱処理の種類
- (8) アンカーへの表示事項
- (9) 非破壊検査結果
- (10) 落下試験及びつち打試験結果（該当する場合）

3 章 チェーン

3.1 チェーン等

3.1.16 として次の 1 条を加える。

3.1.16 試験証明書

-1. 本会は、規定の試験及び検査に合格したチェーンについて、次の事項を記載した証明書を発行する。

- (1) 製造者名
- (2) 種類
- (3) 化学成分（全アルミニウム量を含む）
- (4) 呼び径及び質量
- (5) 耐力試験荷重及び切断試験荷重
- (6) 熱処理の種類
- (7) チェーンへの表示事項
- (8) チェーンの長さ
- (9) 機械的性質（該当する場合）

-2. 本会は、規定の試験及び検査に合格したチェーン用部品について、次の事項を記載した証明書を発行する。

- (1) 製造者名
- (2) 種類
- (3) 溶解番号
- (4) 化学成分（全アルミニウム量を含む）
- (5) 呼び径及び質量
- (6) 耐力試験荷重及び切断試験荷重
- (7) 熱処理の種類
- (8) チェーン用部品への表示事項
- (9) 機械的性質（該当する場合）

3.2 海洋構造物用チェーン

3.2.19 として次の 1 条を加える。

3.2.19 試験証明書

-1. 本会は、規定の試験及び検査に合格した海洋チェーンについて、次の事項を記載した証明書を発行する。

- (1) 製造者名
- (2) 種類
- (3) 化学成分（全アルミニウム量を含む）
- (4) 呼び径及び質量
- (5) 耐力試験荷重及び切断試験荷重
- (6) 熱処理の種類

(7) チェーンへの表示事項

(8) チェーンの長さ

(9) 機械的性質

(10) 非破壊検査結果

-2. 本会は、規定の試験及び検査に合格した海洋チェーン用部品について、次の事項を記載した証明書を発行する。

(1) 製造者名

(2) 種類

(3) 溶解番号

(4) 化学成分（全アルミニウム量を含む）

(5) 呼び径及び質量

(6) 耐力試験荷重及び切断試験荷重

(7) 熱処理の種類

(8) チェーン用部品への表示事項

(9) 機械的性質

(10) 非破壊検査結果

附 則（改正その1）

1. この規則は、2013年5月30日から施行する。

3 章 チェーン

3.1 チェーン等

3.1.10 チェーンの切断試験

-3.を次のように改める。

-3. 連鎖は、その種類に応じて表 L3.5 に掲げる切断試験荷重を 30 秒以上加え、これに耐えなければならない。

3.1.11 チェーン用部品等の切断試験

-1.を次のように改める。

-1. 種類、寸法及び熱処理を同じくするシャックル、スィベル、鋳造製の拡大リンク及び端末リンク 25 個（ケンタシャックルにあつては 50 個）及びその端数を 1 ロットとし、ロットごとに任意の 1 個について、連結されるチェーンの種類に応じて表 L3.5 に掲げる切断試験荷重を加えた場合、これに耐えなければならない。

3.2 海洋構造物用チェーン

3.2.11 切断試験

-1.(3)を次のように改める。

(3) 連鎖は、表 L3.10 に掲げる切断試験荷重を 30 秒以上加えた場合、これに耐えなければならない。

-2.(2)を次のように改める。

(2) 海洋チェーン用部品及び連結用普通リンクは、同種及び同一の径の海洋チェーンと同じ切断試験荷重を 30 秒以上加えた場合、これに耐えなければならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2013年5月30日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に製造方法承認の申込みのあった海洋構造物用チェーンにあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

L 編

艀装品

要
領

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 5 月 30 日 達 第 23 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 5 月 30 日 達 第 23 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

L 編 艀装品

改正その 1

L3 チェーン

L3.1 チェーン等

L3.1.3 材料

-2.を次のように改める。

- 2. 規則 L 編 3.1.3-2 にいう本会が適当と認める圧延丸鋼についての取扱いは、次による。
- (1) 圧延丸鋼は、チェーン用丸鋼の製造方法について本会の承認を受けた製造所で製造されたものであること。
 - (2) 圧延丸鋼は、規則 K 編 3.6 の規格に合格するものと同等の性能を有するものであること。
 - (3) チェーンの製造者は、圧延丸鋼の製造者が発行した圧延丸鋼に関する製鋼法、造塊法、~~溶鋼番号~~溶解番号、化学成分等を記載した証明書を検査員に提示すること。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2013 年 5 月 30 日から施行する。

L3 チェーン

L3.1 チェーン等

L3.1.10 チェーンの切断試験

(1)(b)を次のように改める。

(b) 規則表 L3.5 に規定する切断試験荷重が，6,000kN を超えるものであること。

L3.1.11 チェーン用部品等の切断試験

-1.(2)を次のように改める。

- (2) チェーン用部品等に用いる材料の種類が，連結されるチェーンの種類と同一の場合は，チェーン用部品等の寸法が規定のものより大きく，かつ，その切断強度が連結されるチェーンの規格切断試験荷重の 1.4 倍以上となるよう設計されていることを予め製造者が確認している場合

L3.2.11 切断試験

-4.(2)を次のように改める。

- (2) 海洋チェーン用部品の切断強度が連結される海洋チェーンの規格切断試験荷重の 1.4 倍以上となるよう設計されていることを予め製造者が確認している場合

附 則（改正その 2）

1. この達は，2013 年 5 月 30 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に製造方法承認の申込みのあった海洋構造物用チェーンにあっては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。